

厚生労働大臣 田村 憲久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 清 家 篤

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の 特例貸付の申請期間延長に関する要望

緊急小口資金等の特例貸付やコロナ禍による生活困窮者の支援の充実に関しては、3月16日及び5月20日にも要望しているところですが、緊急事態宣言の期間延長に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の受付期間が8月まで延長されたため、下記について重ねて要望します。

記

1. 再貸付の申請が可能となる対象の拡大など、特例貸付に関する周知を丁寧を実施してください。

- ・ 6月末までの期間延長が示された際に「4月以降の新規申請の場合は最大80万円までの貸付」とされてきましたが、今回の申請期間延長により、4月以降の新規申請であっても再貸付が利用できることとなり、制度運用が複雑になっています。厚生労働省として、コールセンターの体制の拡充を含め、責任もって丁寧な説明・広報を行ってください。
- ・ 各社会福祉協議会が利用者に説明できるよう、分かりやすい説明資料を作成・提供してください。
- ・ 特に特例貸付の内容について、「最大200万円」というような誤解を招く表現はやめてください。借入額は申込者の必要に応じて決定しているものであり、利用者の約半数は単身世帯です。また、今後の新たな申請者は、最大200万円の貸付はできません。

2. 都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会が申込期間の延長に伴う申請や相談、償還期間を通じた支援に必要な体制整備のために必要な事務費を確保してください。

- ・ 5度目の受付期間延長となり、2月以降の再貸付への対応も含め、社会福祉協議会の事務負担は増加し、さらに過重となっています。相談・申請の増加に加え、新たな情報

が報道されるたびに問い合わせが寄せられており、当初、想定されていた事務量から圧倒的に業務量が増加しています。度重なる期間の延長や関連する問い合わせへの対応などの不測の事態にも対応できるよう都道府県・市区町村社会福祉協議会における体制が整備できる事務費を確保してください。

- 都道府県・市区町村社会福祉協議会においては、8月までの借入申込と並行して、償還に向けた準備が必要になり、また、今後、10年以上にわたる償還期間における借受人への適切な相談支援と債権管理を行う必要があります。こうした事務の実施体制を確保するために、切れ目のない支援を行えるよう常勤職員が増員配置できる事務費を十分に確保してください。

3. コロナ禍による生活困窮、社会的孤立にある人の急増、深刻化という生活福祉課題に対応し、きめ細やかな支援を長期的に実施するため、総合的な相談支援体制の抜本的な強化を実施してください。

- 今般、実施が発表された自治体による支援金の給付と連携し、相談支援を実施することにより、生活に困窮する世帯の自立につなげる支援が、より総合的に行えるものと考えています。市町村社会福祉協議会や生活困窮者自立支援制度の実施機関が、他の施策と連携し寄り添う支援を実施するため、その支援体制の充実が不可欠です。
- 具体的には、市区町村・都道府県社会福祉協議会の常勤職員増員配置に加え、自立相談支援機関について、就労支援や家計改善支援の充実などコロナ禍による困窮者へのきめ細やかな支援が、速やかに可能となる人員体制の抜本的強化を進めてください。そのために、相談支援員の常勤化を視野に入れた委託費・補助金の弾力化、基準額の引き上げや国庫補助率のかさ上げを行い、各自治体が必要とする財源を確保するとともに、各自治体が増額するよう指導してください。